

舞鶴市原子力災害
住民避難計画

平成25年3月13日 策定

平成28年3月29日 改正

舞 鶴 市

目次

1	基本的事項	1
2	防護措置対象地域の区分	2
1	PAZ（予防的防護措置を準備する区域）	2
2	UPZ（緊急時防護措置を準備する区域）	2
3	防護措置の実施基準	4
4	避難の実施	5
1	避難指示区域（ゾーン）	5
2	避難の考え方	9
3	避難の流れ	11
4	避難先	14
5	避難手段	15
6	避難経路	17
7	避難中継所及び車両一時保管場所	17
5	避難所と避難者支援	21
1	避難所	21
2	避難所の運営	21
3	避難者の支援	22
6	要配慮者の避難	24
1	要配慮者の避難の考え方	24
2	医療機関の入院患者、福祉施設の入所者、在宅重度要配慮者の避難	25
3	その他の要配慮者の避難	27
4	園児、児童、生徒等への対応	28
7	安定ヨウ素剤の取り扱い	30
1	安定ヨウ素剤の配布体制の整備	30
2	安定ヨウ素剤の予防服用	31
8	避難等に関する情報伝達	32
1	避難等に関する情報伝達	32
2	伝達内容	32
3	住民等からの問い合わせに対する対応	33
9	自治会、自主防災組織等との連携	33
10	事業所等の対応	33
11	観光客等への対応	33
12	市内残留者の確認	34

1

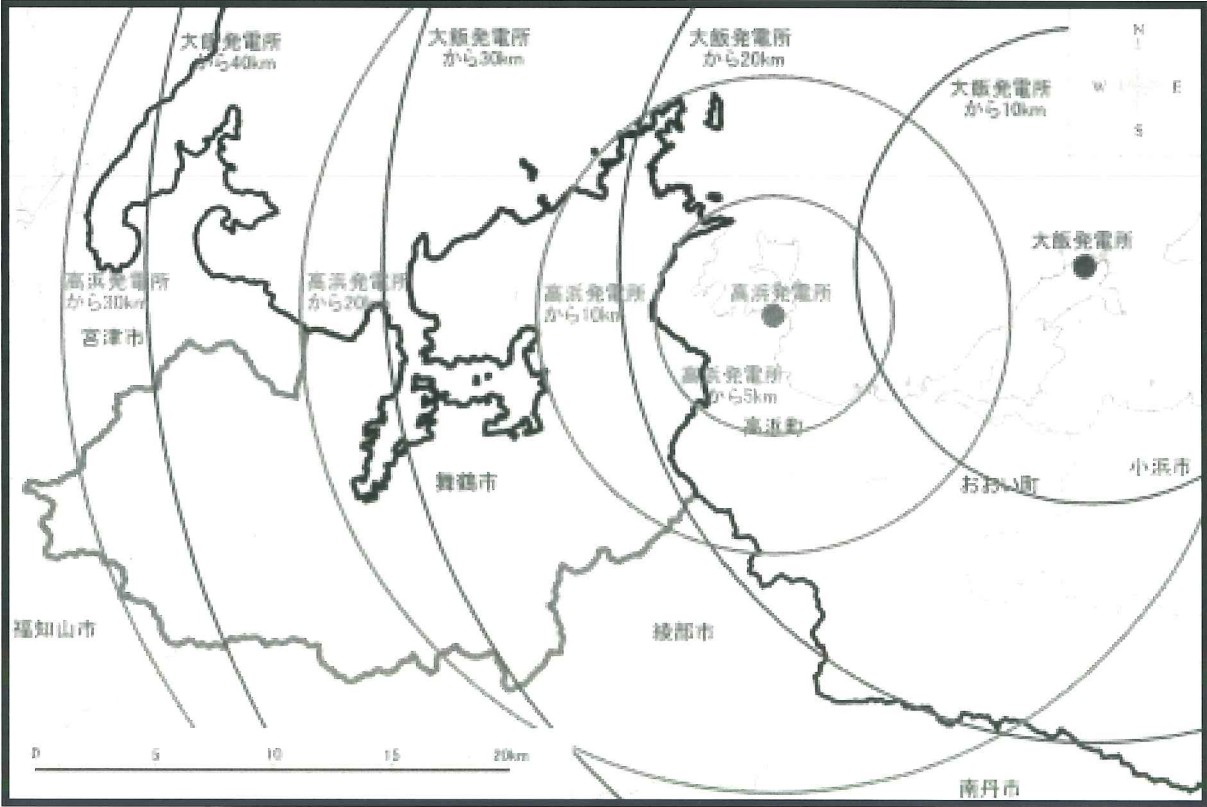
基本的事項

本計画は、舞鶴市地域防災計画（原子力災害対策編）に規定する「避難収容活動体制の整備」の「避難計画の作成」に基づき、関西電力株式会社高浜発電所（以下、「高浜発電所」という。）及び関西電力株式会社大飯発電所（以下、「大飯発電所」という。）における原子力災害にかかる住民等の防護措置について、必要な事項を定める。

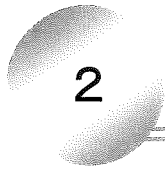
舞鶴市としては、国の防災基本計画及び原子力災害対策指針、京都府地域防災計画（原子力発電所防災対策計画編）、舞鶴市地域防災計画（原子力災害対策編）に基づいた防護措置を行うこととする。

なお、広域避難を含む避難等の防護措置については、京都府が定める「原子力災害に係る広域避難要領」、関西広域連合が定める「原子力災害に係る広域避難ガイドライン」及び国でとりまとめられた「高浜地域の緊急時対応」と整合を図りながら実施する。

また、舞鶴市内が地震・津波など他の災害によって被災している場合は、その状況に応じて、本計画を柔軟に運用して対応する。



<図1 高浜発電所及び大飯発電所からの距離>



2 防護措置対象地域の区分

1 P A Z（予防的防護措置を準備する区域）

P A Zとは、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、E A L（緊急時活動レベル）に基づき、即時避難を実施する等、放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置（避難等）を準備する区域である。

舞鶴市においては、P A Zを高浜発電所から概ね5 k mまでの範囲として表1及び図2に示すとおりとする。なお、大飯発電所のP A Zの範囲には舞鶴市域は含まれない。

また、避難経路を考慮し、P A Zに準じた防護措置を行う地域を定め、P A Zと同様の避難等を行う。（表2）

<表1 P A Z（予防的防護措置を準備する区域）>

（平成28年1月1日現在）

発電所	対象地域	世帯数	人口
高浜発電所	松尾、杉山	31世帯	63人

<表2 P A Zに準じた防護措置を行う地域>

（平成28年1月1日現在）

発電所	対象地域	世帯数	人口
高浜発電所	大山、田井、成生、野原	196世帯	538人

※避難経路を考慮し、P A Zに準じた避難等を行う。

2 U P Z（緊急時防護措置を準備する区域）

U P Zとは、確率的影響を最小限に抑えるため、E A L（緊急時活動レベル）、O I L（運用上の介入レベル）に基づき、緊急時防護措置（避難、屋内退避等）を準備する区域である。

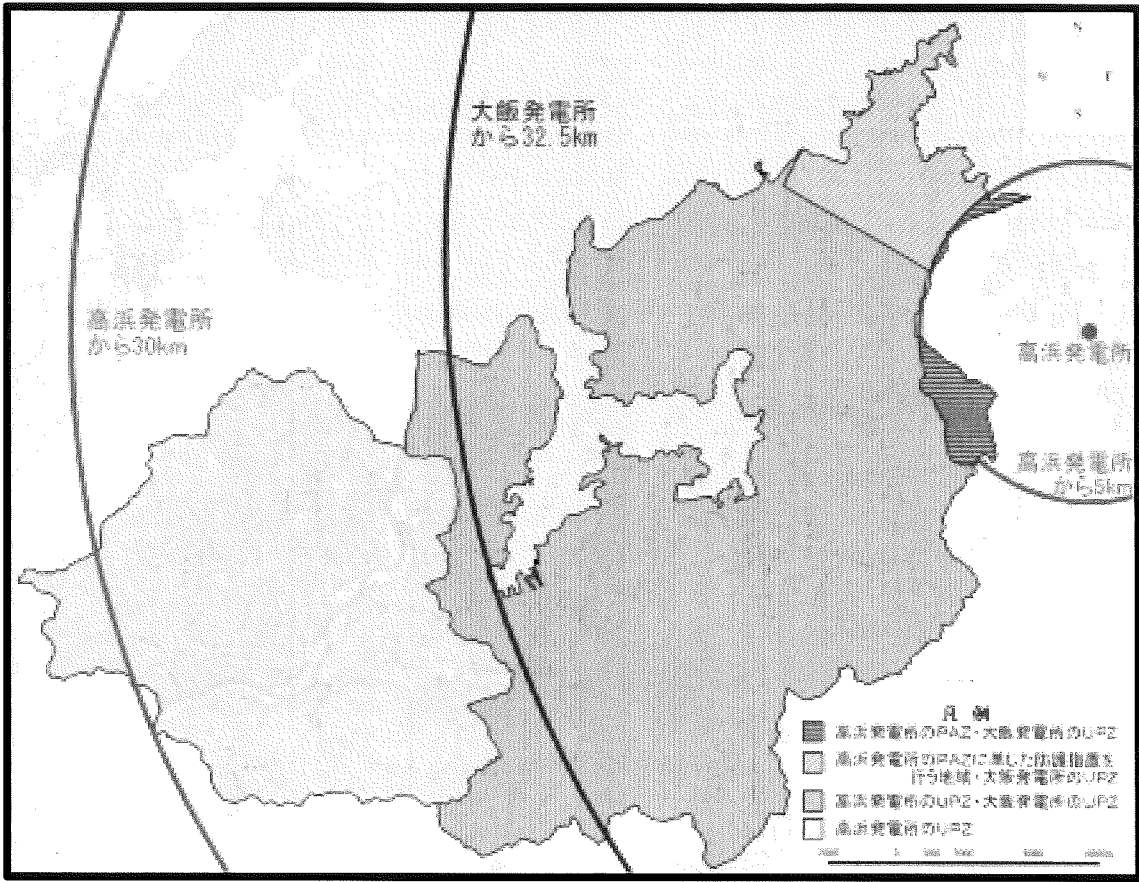
舞鶴市においては、U P Zを高浜発電所から概ね30 k mまでの範囲及び大飯発電所から概ね32.5 k mまでの範囲として表3及び図2に示すとおりとする。

<表3 U P Z（緊急時防護措置を準備する区域）>

（平成28年1月1日現在）

発電所	対象地域	世帯数	人口
高浜発電所	舞鶴市域全域（松尾、杉山を除く）	40,753世帯	86,061人
大飯発電所	大浦地区全域、東地区全域、中地区全域、西地区（野村寺、城屋、高野台、上福井を除く）、加佐地区（蒲江、油江、東神崎、西神崎）	38,480世帯	81,177人

※高浜発電所のU P Zには、「P A Zに準じた防護措置を行う地域」を含む。



<図2 PAZ、PAZに準じた防護措置を行う地域、UPZ>

3 防護措置の実施基準

原子力災害対策指針では、原子力施設の状況に応じて効果的に防護措置を実施するために、緊急事態区分を決める判断基準（EAL：表4）及び原子力災害発生時における放射線量に応じた防護措置を判断する基準（OIL：表5）を定めている。

この基準に基づき、住民が実施すべき防護措置についての判断を国が行い、京都府や舞鶴市に対して指示等を行うこととなる。

＜表4 EAL（緊急時活動レベル）と緊急事態区分＞

緊急事態区分	緊急事態を判断する主なEAL	防護措置の概要
警戒事態 (EAL1)	・立地道府県で震度6弱以上の地震が発生 ・立地道府県で大津波警報発令 など	情報収集、防護措置の準備 PAZ要配慮者避難準備
施設敷地緊急事態 (EAL2)	・すべての交流電源を喪失した状態が30分以上継続 など	PAZ要配慮者避難 PAZ住民避難準備 UPZ屋内退避準備
全面緊急事態 (EAL3)	・すべての非常用直流電源を喪失した状態が5分以上継続 ・冷却機能喪失 など	PAZ住民避難 UPZ屋内退避

※EAL（緊急時活動レベル）と緊急事態区分の詳細（原子力災害対策指針）は資料編（資料1）に記載。

＜表5 OIL（運用上の介入レベル）＞

基準の種類	基準値	防護措置の概要
OIL1	500 μ Sv/h（※1）	数時間以内を目途に区域を特定し、1日以内に避難
OIL2	20 μ Sv/h（※1）	1日以内を目途に区域を特定し、1週間程度以内に避難（※2）
OIL4	40,000 cpm	避難者などの避難退域時検査を行い、基準を超える場合は迅速に除染
飲食物のスクリーニング基準	0.5 μ Sv/h	数日以内を目途に飲食物中の放射線核種濃度の測定区域を特定

（※1）空間放射線量率：空間に存在する放射線の単位時間当たりの量。モニタリングポスト等により測定。

（※2）原子力災害対策指針では、OIL2を超える結果が測定された場合の措置を「一時移転」とし、「避難」と区別しているが、いずれも当該区域からの立退きが指示される点で変わらないため、本計画では、いずれの場合も「避難」と表記する。

※OIL（運用上の介入レベル）の詳細（原子力災害対策指針）は資料編（資料2）に記載。

4 避難の実施

1 避難指示区域（ゾーン）

避難等の防護措置範囲を住民にわかりやすく伝達し、段階的避難を徹底するため、高浜発電所からの距離に応じて避難指示区域（以下、「ゾーン」という。）を設定する。

なお、避難等の防護措置は基本的にゾーンごとに指示を行う。

- (1) 高浜発電所の事故を想定したゾーン設定は、発電所からの距離に応じて概ね5kmごとに設定する。（A、A-2、B、C、D、E、Fの7ゾーン）

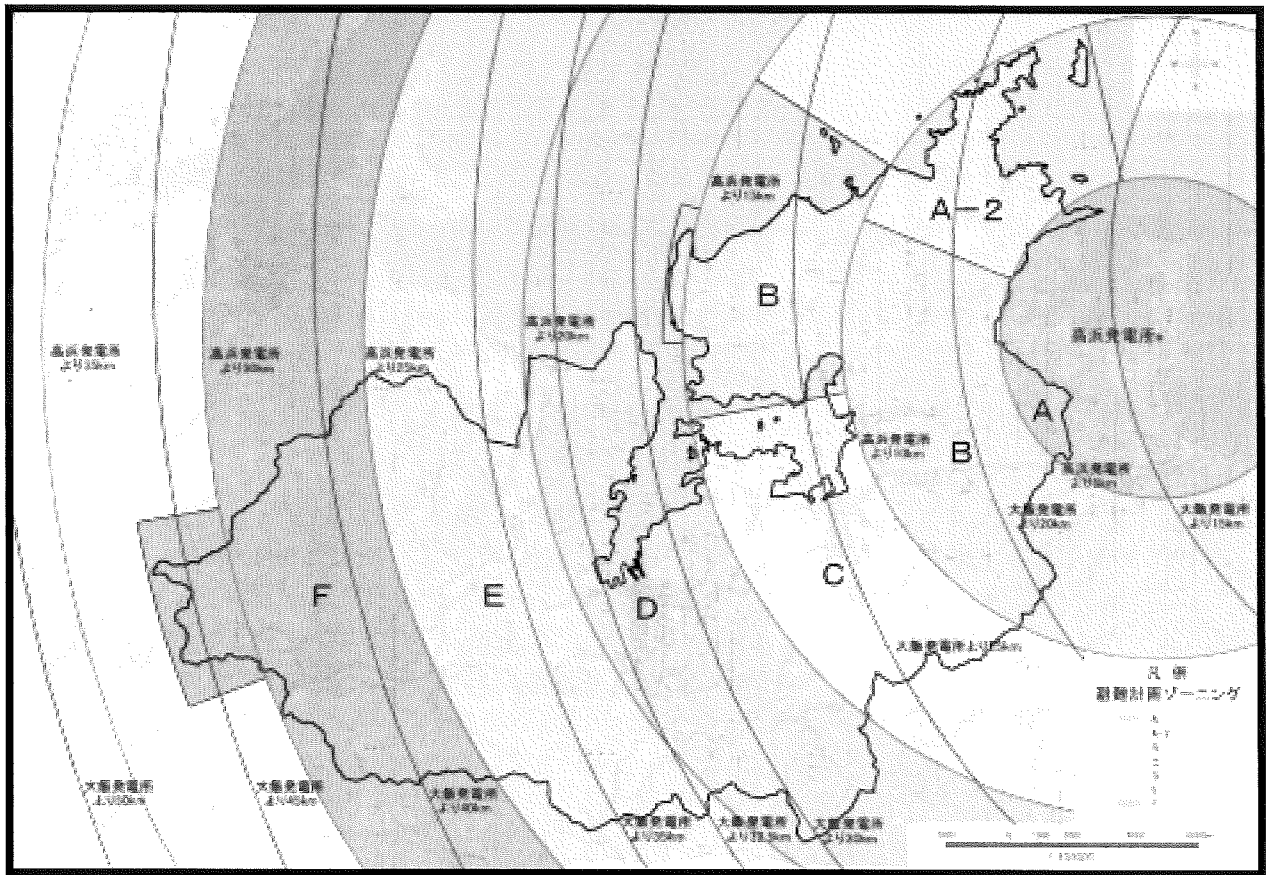
（表6及び図3参照）

- (2) 大飯発電所の事故を想定したゾーンについても、市民の混乱を避けるため、高浜発電所のゾーンに合わせることを基本とする。
- (3) PAZに準じた防護措置を実施する大山・田井・成生・野原地区については、避難経路を考慮しA-2ゾーンに設定する。
- (4) 高浜発電所からの距離が10kmを超える西大浦地区についても、避難経路を考慮し、10km圏内と同様にBゾーンに設定する。
- (5) コミュニティ単位（自治会等）でスムーズな避難が行えるよう小学校区を基本に避難時集結場所を指定する。

<表6 避難指示区域（ゾーン）>

避難指示区域 (ゾーン)	国が発表する避難指示・屋内退避等の区域	
	高浜発電所で事故が発生した場合	大飯発電所で事故が発生した場合
A	5km以下が避難指示の場合 (PAZ)	10kmを超え15kmまでの間が指示の場合 (UPZ)
A-2 (Aゾーンに準じた避難)	5km以下が避難指示の場合 (PAZに準じた防護措置を行う地域)	10kmを超え15kmまでの間が指示の場合 (UPZ)
B (10kmを超える大浦地区を含む)	5kmを超え10kmまでの間が指示の場合 (UPZ)	15kmを超え20kmまでの間が指示の場合 (UPZ)
C	10kmを超え15kmまでの間が指示の場合 (UPZ)	20kmを超え25kmまでの間が指示の場合 (UPZ)
D	15kmを超え20kmまでの間が指示の場合 (UPZ)	25kmを超え32.5kmまでの間が指示の場合 (UPZ)
E	20kmを超え25kmまでの間が指示の場合 (UPZ)	
F	25kmを超え30kmまでの間が指示の場合 (UPZ)	

※緊急時モニタリングの結果に基づき段階的に、避難指示を発表するゾーンを選定。



< 図 3 避難指示区域 (ゾーン図) >

<表7 避難指示区域(ゾーン)別自治会等一覧(1/2)>

(平成28年1月1日現在)

ゾーン	世帯数	人口	小学校区	避難時集結場所	世帯数	人口	自治会等						
A	31	63	志楽小学校	西総公会館	10	19	松尾						
			朝来小学校	西総公会館	21	44	杉山						
A-2	196	538	大浦小学校	西総公会館・明倫小学校	196	538	大山	田井	成生	野原			
B	5,416	11,940	大浦小学校	大浦小学校	697	1,545	河辺中	西屋	室牛	河辺由里	観音寺		
							河辺原	枳尾	中田	赤野	平		
							多弥寺	中田下	上佐波賀	下佐波賀	千歳		
							大丹生	瀬崎	三浜	小橋			
			志楽小学校	志楽小学校	1,323	2,962	安岡	小倉	鹿原西	鹿原	吉坂		
							小倉西	小倉新町	安岡新町	やすらぎ苑	安岡園		
							こひつじの苑舞鶴	田園町					
			東舞鶴高等学校	東舞鶴高等学校	1,169	2,684	泉源寺	田中東	田中西	田中中	田中新		
							田中団地	舞鶴学園					
			朝来小学校	朝来小学校	1,560	3,166	大波下	大波上	朝来中	朝来新町	松ヶ森		
							吉野	白屋	登尾	笹部	朝来西宮		
							朝来西町府営	朝来八田	舞鶴高専	東舞鶴病院	鶴友寮		
							ヴィラージュ滝ヶ浦	エルドラード朝来					
			新舞鶴小学校	白糸中学校	188	489	堂奥	多門院					
東舞鶴高等学校浮島分校	479	1,094		高屋	愛宕中町	上垣	市場青葉台	泉源寺新町					
				博愛苑									
C	19,412	38,775	新舞鶴小学校	新舞鶴小学校	1,716	3,775	矢之助東	矢之助西	溝尻中町	溝尻中町南	溝尻		
				白糸中学校	1,783	3,401	白糸中	白糸東	白糸大門	中浜三	中浜四		
							中浜五	敷島	東敷島	元浜西	元浜		
							浜	東浜	宮浮島	南浮島	東浮島		
			市場西				市場東	市場上	関西電力寮東	大門ビルセンター			
							ポレスター東舞鶴	南浜元町	青葉	扶桑	北浜中町		
							片山						
			東舞鶴高等学校浮島分校	東舞鶴高等学校浮島分校	1,124	2,421	西浮島	中浮島	北浮島	竜宮	愛宕新		
							月ヶ浦	十月会	公明会	松ヶ崎	府営住宅市場団地		
			三笠小学校	三笠小学校	792	1,511	中敷島	三条上	三条下	西敷島	西浜北		
							西浜南	三笠	桃山	双葉寮	共済病院		
							東昭和	西昭和					
			東体育館	東体育館	1,153	2,231	北吸上	出雲	北吸中	北吸東	北吸官舎		
							東門東	東門西	三宅	白糸西	大門西		
							ユニパ-ナル三宅寮	中浜一	中浜二	療育センター	クレインズタワー		
			倉梯小学校	倉梯小学校	1,918	3,939	森口	敷野	川西	白鳥団地	森宮		
							大森	森大和	緑が丘	井尻東	井尻西		
							森三本木	大田野	明富下	上明富	竹道		
											エルドラード三本木		
			青葉中学校	青葉中学校	1,897	4,202	片山新町	片山南	祭掛	大迫新町	大迫団地		
							大宮	金屋	古川	正巳	桜木		
							元川新町	元川中町	元川本町	サンケイ団地	行永桜通り		
							舞鶴医療センター	元川東	三安団地				
倉梯第二小学校	倉梯第二小学校	1,732	3,996	丸山中町	丸山	丸山西町	東幸野	芥子谷口					
				幸野	御幸	八反田南	八反田北	芥子谷団地					
				丸山口	愛宕	森日の出	日の出団地						
与保呂小学校	与保呂小学校	1,258	2,855	常府営	常口	京月	京月東	亀岩					
				常	木ノ下	与保呂	常桜町						
中舞鶴小学校	中舞鶴小学校	698	1,340	本町3丁目	本町4丁目	本町5丁目	奥母	花木					
				西元町1丁目	西元町2丁目	旭東	旭西	旭南					
				若葉	橘	双葉							
				上若宮	道芝	上九丁目	東若宮	西若宮					
中総公会館	中総公会館	2,415	3,584	中若宮	榎川上	榎川下	東元町	西門一丁目					
				西門二丁目	余部合同宿舎	中舞鶴宿舎	海上自衛隊						
				栄	荒田	白浜台	長浜	加津良					
				和田	保安学校	舞鶴航空基地隊舎							
余内小学校	日星高等学校	618	1,415	清美が丘	天台	清道							
池内小学校	池内小学校	62	116	寺田	白滝	岸谷							

<表7 避難指示区域（ゾーン）別自治会等一覧（2/2）>

（平成28年1月1日現在）

ゾーン	世帯数	人口	小学校区	避難時集結場所	世帯数	人口	自治会等			
D	13,425	29,861	余内小学校	余内小学校	1,570	3,528	倉谷 倉谷東 城東 福来西 福来団地 福来東 倉谷西 福来中 福来問屋町 中の脇 昭和台 天台団地 清道新町 寿荘			
				日星高等学校	413	933	上安久 下安久 上安 南上安 上安東町			
				文化公園体育館	835	1,610	高迫団地 職能短大 安寿苑			
			吉原小学校	文化公園体育館	542	1,098	西吉原第一 西吉原第二 西吉原第三 東吉原第一 東吉原第二 東吉原第三 東吉原第四 匂崎			
							明倫小学校	1,783	3,608	本 職人 丹波 平野屋 竹屋 クレインズコート 寺内 松陰 島崎 港 宮津口 西 新 堀上 紺屋 引土新 朝代 京口 舞引土 真名井 円満寺 八幡 愛宕前 宮前 駅前 ボレスター西
			城北中学校	1,592	3,154	魚屋 魚屋住吉 魚屋大森 大森海岸 大内 大内南 南田辺 東田辺 二の丸 北田辺 三の丸 築地 相生 大内野 駅東 新生 伊佐津北 伊佐津団地 西舞鶴合同宿舎 向ノ丁 関西電力寮西 建青 伊佐津団地西				
						中筋小学校	1,424	3,783	七日市 伊佐津 ロイヤルコート伊佐津 折原 深田 京橋 公文名 中引土 東引土 エクセレント伊佐津	
									城南中学校	1,038
						池内小学校	池内小学校	606		
			高野小学校	高野小学校	850	2,214	寿 高野由里 女布 女布新町 女布中新町 女布北町			
			福井小学校	福井小学校	856	1,950	下福井 星和 建部 喜多 大君 吉田 青井 白杉 大野辺			
			由良川小学校	由良川小学校	257	540	蒲江 油江 東神崎 西神崎			
			E	1,869	4,065	高野小学校	高野小学校	367	860	野村寺 城屋 高野台
							福井小学校	福井小学校	293	641
						由良川小学校	由良川小学校	598	1,249	和江 丸田東 丸田西 八田 八戸地 三日市 上東 下東 中山 水間 水間下 みずなぎ学園丸田
										岡田小学校
						岡田小学校	加佐中学校	435	882	上村 宇谷 小原 桑飼下 地頭 小侯 大侯 滝ヶ宇呂 ライフ・ステツ 舞夢 西方寺
			F	435	882					岡田小学校
			合計	40,784	86,124	-	-	40,784	86,124	-

2 避難の考え方

(1) 避難の考え方

- ア PAZ (Aゾーン)、PAZに準じた防護措置を行う地域 (A-2ゾーン) については、放射性物質が環境に放出される前のEALの段階で避難を実施する。
- イ UPZ (B、C、D、E、Fゾーン) は屋内退避を基本として、放射性物質が環境に放出された段階で緊急時モニタリングを実施し、その結果に基づき、基準を超えるゾーンが特定された場合に、特定されたゾーンごとに段階的に避難を実施する。
したがって、基本的には、舞鶴市民全員が一斉に避難するものではない。

(2) 一部地域に限る場合の対応

- 舞鶴市の避難先は、市外を基本とするが、避難の区域がPAZ (Aゾーン) およびPAZに準じた防護措置を行う地域 (A-2ゾーン) に限るなど、一部地域にとどまると判断された場合は、次のとおり対応する。
- ア 避難指示区域外の避難時集結場所に一時待機する場合もある。
 - イ 避難指示区域外の公共施設等に一時待機する場合もある。
 - ウ その他、状況に応じた対応とする。

(3) 屋内退避の留意事項

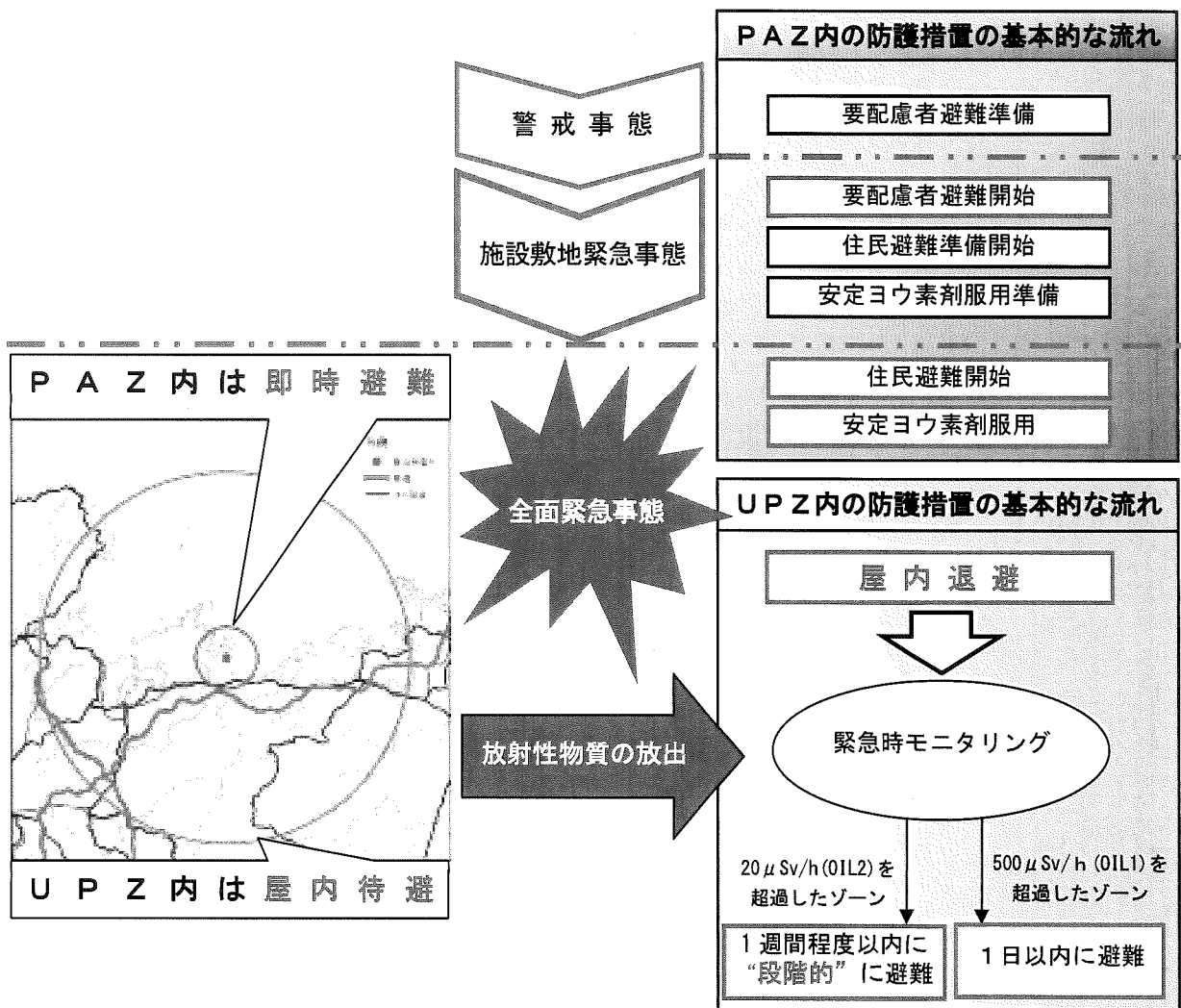
- ア 建物に入る前に、衣服に放射性物質が付着している可能性があるため、ちりやほこりを落とす。
- イ 外で着ていた衣服を脱ぎ、ビニール袋に入れて、しっかりと口を閉じ、放射性物質の拡散を防ぐ。
- ウ 帰宅退避後は、顔や手を洗い、うがいを行う。
- エ 退避建物は、全ての窓やドアを閉め、換気を止めて外気を遮断する。
- オ 正確な情報収集に努める。
- カ 避難カードへの補足事項の記入や持出品 (貴重品、携帯用ラジオ、携帯電話、常備薬、着替えなど) の準備などをする。

(4) 避難の留意事項

- ア 正確な情報収集に努める。
- イ 自宅の電気・ガス・水道の元栓を閉める。
- ウ 避難カード・持出品の確認をする。
- エ 外部被ばくを軽減するため、長袖上着、長ズボンや雨合羽、帽子を着用する。
- オ 内部被ばくを軽減するため、マスクの着用やタオルやハンカチで口や鼻を覆う。
- カ 避難完了の目印として、世帯全員が避難した場合、玄関先等に白いタオルを掲出する。
- キ 避難時集結場所において避難カードを提出し、併せて避難先を確認する。
- ク 自治会等の単位で避難カードを収集した場合は、取りまとめて避難時集結場所で提出する。
- ケ 自治会等に避難カードを提出した場合は、避難時集結場所への立ち寄りはないものとする。

<表 8 防護措置の実施基準に基づく住民の避難行動>

区分	舞鶴市の対応	PAZ住民の行動 (A、A-2ゾーン)	UPZ住民の行動 (B、C、D、E、Fゾーン)
緊急事態区分 (EAL)	警戒事態 (EAL 1) 例)大地震(福井県で震度6弱以上)など	<ul style="list-style-type: none"> ・災害警戒本部設置(全職員参集) ・情報収集、連絡体制の構築 ・住民に情報提供 ・PAZ要配慮者・関係者の避難準備(車両手配等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・外出を控える(帰宅) ・要配慮者避難準備 ・観光客等は市外退去
	施設敷地緊急事態 (EAL 2) 例)すべての交流電源を喪失した状態が30分以上継続など	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部設置 ・住民に情報提供 ・PAZ要配慮者避難指示 ・PAZ住民避難準備指示 ・UPZ住民屋内退避準備指示 ・広域避難準備(避難先・輸送手段の確保) 	<ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者避難開始 ・住民避難準備 ・安定ヨウ素剤の準備 ・今後の指示・情報に留意
	全面緊急事態 (EAL 3) 例)冷却機能喪失など	<ul style="list-style-type: none"> ・PAZ住民避難指示、安定ヨウ素剤の服用指示 ・UPZ住民屋内退避指示 ・避難時集結場所開設 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民避難開始 ・安定ヨウ素剤の服用
防護措置の実施を判断する基準 (OIL)	OIL 2 20 μ Sv/h →1日以内を目途に区域を特定し1週間程度内に避難を実施	<ul style="list-style-type: none"> ・避難指示(基準超過ゾーン) ・安定ヨウ素剤の配布・服用指示(基準超過ゾーン) 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難時集結場所に集結(避難指示ゾーン) ・避難カード提出 ・避難時集結場所等で安定ヨウ素剤服用 ・避難開始
	OIL 1 500 μ Sv/h →数時間を目途に区域を特定し、1日以内に避難を実施	<ul style="list-style-type: none"> ・避難指示(基準超過ゾーン) ・安定ヨウ素剤の配布・服用指示(基準超過ゾーン) 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難時集結場所に集結(避難指示ゾーン) ・避難カード提出 ・避難時集結場所で安定ヨウ素剤服用 ・避難開始



<図4 PAZ・UPZ内における防護措置の考え方>

3 避難の流れ

(1) PAZ及びPAZに準じた防護措置を行う地域の避難等（A、A-2ゾーン）

ア 警戒事態

- (ア) 舞鶴市からの情報伝達により、住民は外出を控え、今後の情報に注意する。
- (イ) 要配慮者及び関係者は、避難手順確保等の避難の準備を行う。
- (ウ) 観光客等は市外退去する。

イ 施設敷地緊急事態

- (ア) 舞鶴市の避難指示に従い要配慮者は避難を開始する。(要配慮者の具体的な避難等については、「要配慮者の避難」項を参照)
- (イ) その他の住民は、避難手順確保等の避難の準備を行う。
- (ウ) 住民は、事前配布している安定ヨウ素剤を準備する。
- (エ) 今後の指示及び情報に留意する。

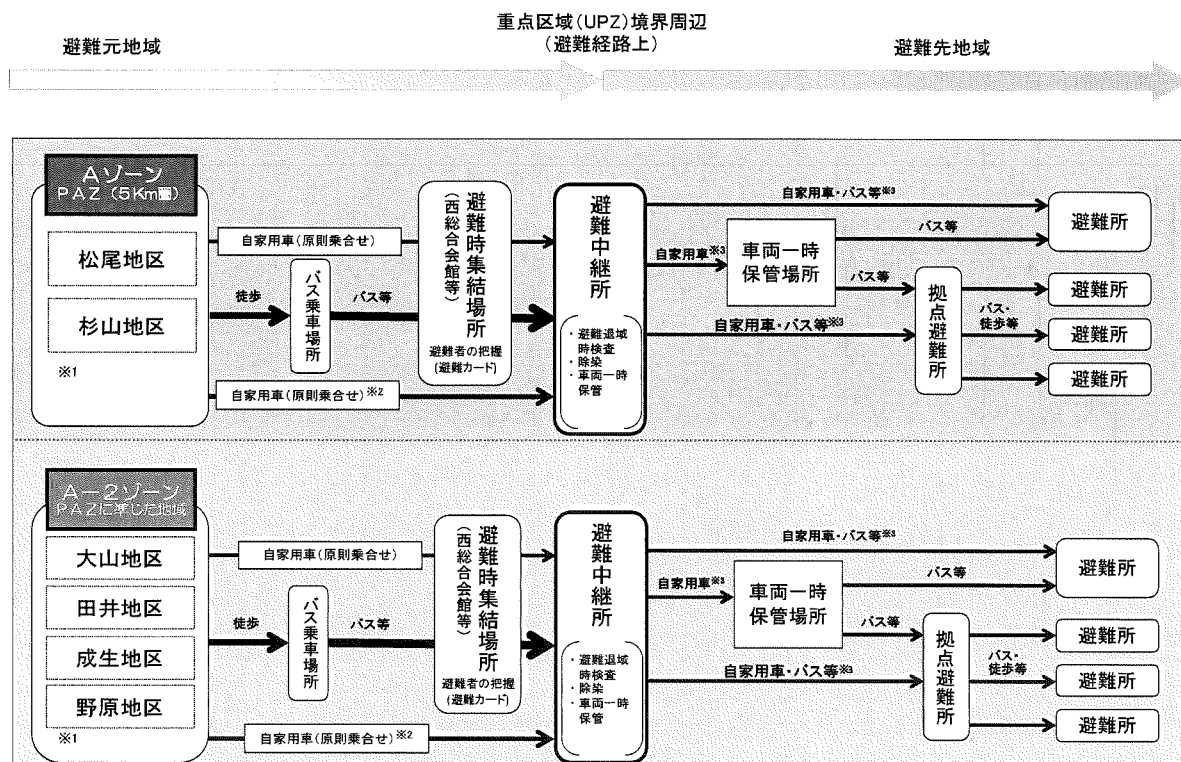
ウ 全面緊急事態

- (ア) 舞鶴市の指示に従い、住民は避難を開始する。
- (イ) 避難完了の目印として世帯全員が避難した場合、玄関先等に白いタオルを掲出する。
- (ウ) 避難時集結場所への移動は、自家用車または市が各地区のバス乗車場所に配車する避難用バスとする。

- (エ) 舞鶴市は、自家用車で避難できない住民のために、各地区のバス乗車場所に避難用バスの配車を行う。
- (オ) 避難時集結場所においては避難カードを提出し、避難先を確認後、自家用車またはバス等により避難中継所へ移動する。
- (カ) 自治会等に避難カードを提出した場合は、避難時集結場所への立ち寄りには必要ないものとする。
- (キ) 指示に従い、安定ヨウ素剤を服用する。

＜表9 バス乗車場所＞

ゾーン	地区名	バス乗車場所
A	松尾地区	第一駐車場
A	杉山地区	杉山集会所前
A-2	大山地区	大山公民館前
A-2	田井地区	田井バス停
A-2	成生地区	成生漁村センター前
A-2	野原地区	野原バス停前駐車場



- ※1 避難完了の目印として、世帯全員が避難した場合、玄関先等に白いタオルを掲出する。
- ※2 自治会等に避難カードを提出した場合は、避難時集結場所への立ち寄りには必要ないものとする。
- ※3 避難先に乗入れることができるのは、汚染検査・除染済みの車両に限る。バスはピストン運行させる。

＜図5 A、A-2ゾーンの避難イメージ＞

(2) UPZの避難等（B、C、D、E、Fゾーン）

ア 警戒事態

- (ア) 舞鶴市からの情報伝達により、住民は外出を控え、今後の情報に注意する。
- (イ) 関係者は、避難手順確保等の準備を行う。
- (ウ) 観光客等は市外退去する。

イ 施設敷地緊急事態

- (ア) 住民は、外出を控え屋内退避の準備を行う。
- (イ) 今後の情報に留意する。

ウ 全面緊急事態

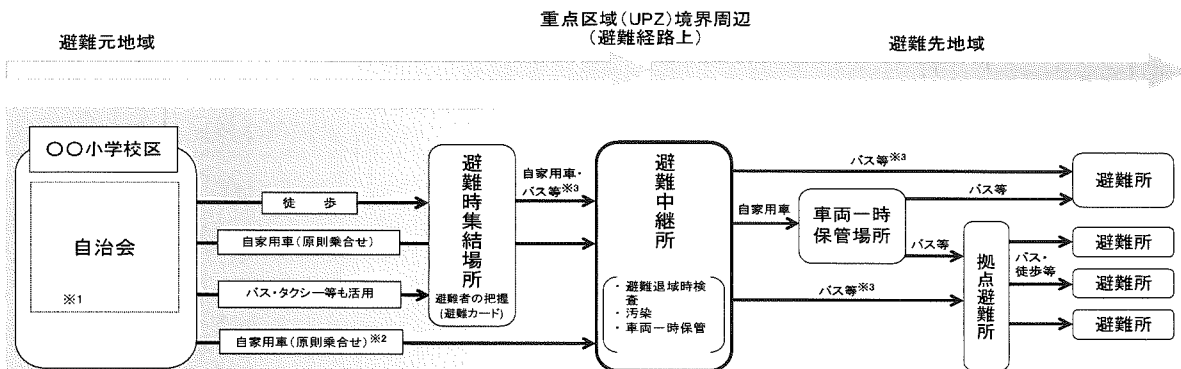
- (ア) 舞鶴市の指示に従い住民は屋内退避を行う。
- (イ) 今後の情報に留意する。

エ OIL2 (20 μSv/h)

- (ア) 基準を超過したゾーンの住民は、一週間以内に避難を開始する。なお、避難の実施にあたっては、舞鶴市が指示するゾーンごとに段階的に行う。
- (イ) 避難完了の目印として世帯全員が避難した場合、玄関先等に白いタオルを掲出する。
- (ウ) 住民は、舞鶴市が指定した避難時集結場所へ集結する。
- (エ) 避難時集結場所において避難カードを提出し、避難先を確認後、自家用車またはバス等により避難中継所へ移動する。
- (オ) 自治会等に避難カードを提出した場合は、避難時集結場所への立ち寄りはいらないものとする。
- (カ) 指示に従い、安定ヨウ素剤を服用する。

オ OIL1 (500 μSv/h)

- (ア) 基準を超過したゾーンの住民は、1日以内に避難を開始する。なお、避難の実施にあたっては、舞鶴市が指示するゾーンごとに段階的に行う。
- (イ) 避難完了の目印として世帯全員が避難した場合、玄関先等に白いタオルを掲出する。
- (ウ) 住民は、舞鶴市が指定した避難時集結場所へ集結する。
- (エ) 避難時集結場所において避難カードを提出し、避難先を確認後、自家用車またはバスにより避難中継所へ移動する。
- (オ) 自治会等に避難カードを提出した場合は、避難時集結場所への立ち寄りはいらないものとする。
- (カ) 指示に従い、安定ヨウ素剤を服用する。



※1 避難完了の目印として、世帯全員が避難した場合、玄関先等に白いタオルを掲出する。

※2 自治会等に避難カードを提出した場合は、避難時集結場所への立ち寄りはいらないものとする。

※3 バスは避難中継所を境にピストン運行させる。避難先に乗り入れることができるのは、汚染検査・除染済みの車両に限る。

<図6 B～Fゾーンの避難イメージ>

(2) 避難先

舞鶴市の住民が避難する南方面及び西方面の避難先市町は表10のとおりとする。
 ※舞鶴市の自治会との避難先マッチングについては、資料編（資料4・5）に記載。

<表10 避難先市町>

(平成28年1月1日現在)

南方面		西方面	
〔京都府〕		〔兵庫県〕	
京都市	64,033人	神戸市	35,406人
宇治市	13,131人	尼崎市	15,346人
城陽市	5,665人	西宮市	16,921人
向日市	3,295人	淡路市	1,742人
		〔徳島県〕	
		鳴門市	8,471人
		松茂町	3,742人
		北島町	4,496人

5 避難手段

(1) 避難手段の考え方

- ア 避難対象区域の住民全体の迅速な避難を図るため、避難実施の判断基準の異なるPAZ・UPZ等の区分、その他地域の状況に応じて、自家用車又はバス等で避難する。
- イ 避難車両が増えると、交通渋滞、交通事故、駐車場不足等により、円滑な避難に支障を来すおそれがあるため、自家用車で避難する場合は、避難者は、極力地域で乗り合わせるよう努める。
- ウ 避難の経路及び時機が重複する場合の交通渋滞抑制策等について、関係府県相互に協議を行うとともに、内閣府、警察庁、道路管理者等の関係機関とも調整する。
- エ 複合災害の対応も含め、状況に応じて、船舶、航空機、鉄道等の多様な避難手段の活用も考慮し、実動組織等（自衛隊、海上保安庁、警察等）へ応援要請する。

<表11 避難手段の考え方>

区分	避難手段の考え方
PAZ ※PAZに準じた防護措置を実施する地域を含む	<ul style="list-style-type: none"> ・自家用車により迅速に避難する。 ・自家用車を利用できない住民の避難手段を最優先に確保するため、早い段階で府内外のバスの手配や防災関係機関の車両等を確保する。
UPZ	<ul style="list-style-type: none"> ・ゾーンに応じて段階的な避難を行う。 ・段階的な避難を安全・確実に実施するため、集団で避難することを基本に、国及び京都府は、避難に必要なバスの台数の確保に努める。併せて、自家用車をはじめ、船舶、航空機、鉄道、その他利用可能な手段を状況に応じて選択し、又は組み合わせて利用できるよう多様な避難手段を確保する。 ・OIL1の場合は、地域によっては事前に計画したバス等の確保が間に合わないおそれがあるため、自家用車の乗り合わせ等により迅速に避難するとともに、自家用車を利用できない住民の避難手段を最優先に確保するよう努める。

(2) 自家用車避難の留意事項

- ア 円滑な避難を実現するためには、避難車両数を抑制する必要があるとの認識の下、自家用車で避難する場合は、極力地域で乗り合わせる。
- イ 避難退域時検査の結果、基準以上の汚染があるが除染が完了していない車両は避難中継所に、基準以上の汚染はないが避難先に保管場所をあらかじめ確保できていない車両は避難中継所又は車両一時保管場所に、それぞれ一時保管しバス等により乗り換えて避難する。
- ウ 避難中継所又は車両一時保管場所に一時保管した自家用車は、避難先での生活が落ち着き、避難先に保管場所を確保できた場合には、基準以上の汚染のないことを確認した上で、避難先に移動させることができる。

(3) バスの確保

- ア 段階的な避難を安全・確実に実施するため、集団で避難することを基本に、舞鶴市は、災害時・緊急時における住民避難等の協力に関する協定を締結している交通事業者等の協力を得て、避難に必要なバスの台数の確保を行う。また、京都府も、国及び関西広域連合等の協力を得て、避難に必要なバスの台数の確保を行う。
- イ 京都府及び関西広域連合は、管内の府県バス協会との協定の締結等により、あらかじめ緊急輸送に関する協力体制を整備し、バスの確保を行う。
- ウ 舞鶴市から避難中継所間のバスについては、原則として舞鶴市及び京都府が確保する。避難中継所から避難先市町間のバスについては、京都府又は避難先府県、避難先市町が確保する。京都府又は避難先府県は、府県内のバス事業者だけでは必要な台数を確保できないときは、関西広域連合にバス確保の調整を要請する。

(4) バスの運行

- ア 迅速な避難を図るため、原則として、舞鶴市から避難中継所間のバスはUPZ内又はその周辺に営業所を有するバス事業者により、避難中継所から避難先市町間のバスは避難中継所又は避難所周辺に営業所を有するバス事業者により、それぞれ運行を要請する。
- イ 舞鶴市及び京都府は、バス事業者により舞鶴市災害対策本部、避難中継所等の拠点に運行管理者の派遣を求め、運行の管理に当たらせる。
- ウ バス事業者は、舞鶴市及び京都府等からの要請に基づき、車両及び運転手等を提供する。
- エ バス事業者は、被ばく線量の管理の目安（一般公衆の被ばく線量限度である1 mSv（実効線量）を基本とする。）を超えないよう運転手等を管理する。
- オ 運転手等が管理の目安を超えて被ばくすることがないように、国又は京都府から、バス事業者に防護服や個人線量計等の装備を提供する。
- カ 運転手等が管理の目安を超えて被ばくするおそれがあるなど、バス事業者から必要な車両及び運転手等の提供を受けられない場合には、京都府は、国に代替手段の確保を求める。
- キ バスについては、車両の避難退域時検査及び除染の手間を省くため、避難中継所を境にピストン運行させる。

ク 舞鶴市から避難中継所までのバスのうち、避難退域時検査の結果、基準以上の汚染のないことが確認できたバスについては、必要に応じ、直接、避難先に乗入れることができる。

6 避難経路

(1) 避難経路の考え方

ア 避難の実施を指示された住民は、避難中継所を経由し、避難退域時検査及び除染を行った上で所定の避難所へ避難する。

イ バスで避難する場合も自家用車で避難する場合も、高速道路及び国道等の幹線道路を基本にあらかじめ設定した避難経路で避難する。

ウ 避難開始前の段階で、避難計画で避難経路として定められている道路等が、自然災害等により使用できない場合は、京都府及び舞鶴市は、代替道路を設定する。また、道路の通行規制や復旧作業等について、各道路の管理者に確認し、適切な避難経路を調整する。

※ 避難元・避難先マッチングに基づく主な避難経路は、資料編（資料４・５）に記載。

(2) 避難を円滑に行うための対応策

住民の車両による避難を円滑に行うため、関係府県・市町等及び関係府県警察による主要交差点等における交通整理・誘導、道路情報板等を活用した広報等の交通対策を行う。

＜表 1 2 避難を円滑に行うための対応策＞

交通誘導対策	・避難指示区域及び周辺の主要交差点において交通整理を行い、迅速・円滑な避難誘導を実施する。
交通規制対策	・混雑発生交差点における信号機操作、混雑エリアでの交通整理・誘導・規制等による円滑な交通流の確保 ・信号機の滅灯等動作不能の事態が発生した場合は、自家発電機等による応急復旧、警察官等による現場交通規制により対応

7 避難中継所及び車両一時保管場所

(1) 避難中継所

ア 京都府は、避難経路上及び避難先市町等の協力（運営の委託を含む。）を得て、避難中継所を設置する。

イ 避難中継所は、避難者（車両、人及びその携行品を含む。以下同じ。）の避難退域時検査及び除染を行うほか、車両の一時保管、バスの乗り換え等の機能を担う場所とする。

ウ 避難中継所は、汚染拡大防止の観点から、避難経路上の重点区域（UPZ）境界周辺に設置することを基本とする。

- エ 避難中継所から先には、基準以上の汚染が確認された車両等を除染することなく通過させてはならない。
- オ 避難中継所では、避難者の避難退域時検査及び除染を行うのに必要なスペースを確保する。また、基準以上の汚染が検出された車両及び人等の除染を行うスペースを確保するとともに、除染が完了していない車両等の一時保管スペースを確保する。
- カ 基準以上の汚染のないことが確認できた場合でも、避難先に保管場所をあらかじめ確保できていない自家用車については、車両一時保管場所ないしは、基準以上の汚染があるが除染が完了していない車両と分けて避難中継所に一時保管する。
- キ 避難中継所で十分なスペースを確保できない場合は、京都府は避難中継所設置市町の協力を得て、避難中継所のできる限り近傍に自家用車の一時保管スペースを設置する。
- ク 舞鶴市の住民の避難経路上にある避難中継所の候補地は次表のとおりである。

＜表 1 3 避難中継所の候補地＞

施設名称	所在地
綾部工業団地・交流プラザ	綾部市とよさか町 4
綾部市中央公民館	綾部市里町久田 2 1 - 2 0
長田野公園体育館	福知山市長田野町 2 丁目
京都府立丹波自然運動公園	京丹波町曾根崩下代 1 1 0 - 7
福知山市三段池公園	福知山市猪崎 3 7 7 - 1

(2) 避難退域時検査及び除染

ア 基本的な考え方

- (ア) 汚染拡大防止による避難の円滑な実施のため、京都府は、避難経路上の重点区域（UPZ）境界周辺に設置する避難中継所において、避難者の避難退域時検査及び除染を実施する。
- (イ) 京都府及び舞鶴市は、避難者が避難退域時検査及び除染を受けた後に円滑に避難先に避難できるよう相互に連携・協力する。
- (ウ) 基準以上の汚染が検出された車両の除染方法、十分な除染ができない場合の保管・管理方法等については、国の「原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染マニュアル」に基づき実施する。

イ 事前の体制整備

- (ア) 京都府は、国の「原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染マニュアル」に基づき、国、原子力事業者、関係府県等と連携して、避難退域時検査及び除染の実施体制（例：必要となる人員・責任者、必要となる資機材の種別・数量・配備場所（避難先市町への貸与を含む。））を計画する。
- (イ) 避難退域時検査で使用する主な資機材（ゲート型モニター、GMサーベイメータ等）については、災害発生時に必要な数量を速やかに確保できるよう、京都府はあらかじめ府内全体での保有状況を把握し、関係市町と情報を共有する。

- (ウ) 京都府は、関西広域連合及び関係府県等と連携して、あらかじめ国、原子力事業者等と協議し、避難退域時検査及び除染の実施に関して人員・資機材の協力を得る手順を整備する。
- (エ) 京都府は、関西広域連合及び関係府県等と連携して、避難退域時検査・除染の従事者として放射線技師その他医療関係者等の協力を得るため、関係機関・団体との協定の締結等により、あらかじめ協力要請の手順等を取り決めるとともに、平素から従事者の研修を実施し、人材育成を図る。
- (オ) 京都府は、放射線技師の協力を得るに当たっては各技師が勤務する病院等の理解を得る必要があることから、病院等に対し病院協会等を通じた事前の働きかけを行う。

ウ 実施体制

- (ア) 京都府は、広域避難を実施するときは、事前に選定した候補地の中から放射線量のバックグラウンド値が十分低い場所を選んで避難中継所を開設し、あらかじめ計画した手順により、速やかに責任者その他人員・資機材を配備するとともに、状況に応じて避難中継所を増設する。
- (イ) 原子力事業者は、避難退域時検査及び除染の実施に必要な人員・資機材を可能な限り提供するほか、避難退域時検査及び除染が円滑に行われるよう必要な支援を行う。
- (ウ) 国は、避難退域時検査及び除染の実施に必要な人員・資機材を提供するほか、専門的・技術的助言を行うとともに、あらかじめ確保している人員・資機材が不足する場合には、これらを速やかに全国から調達して提供するなど、事故の状況、事態の進展等に応じて必要な支援を行う。

エ 実施方法

- (ア) 避難者の避難退域時検査及び除染は、国の「原子力災害時における避難退避時検査及び簡易除染マニュアル」に基づき、京都府が府内市町等の協力（業務の委託を含む。）を得て実施する。
- (イ) 避難者を避難中継所に長時間滞留させることのないよう、避難退域時検査及び除染は次のような方法により効率的に実施する。
 - a 放射性物質が原子力事業所外に放出される前に予防的に避難した避難者については、避難中継所に到着するまで放射性物質の放出がなく基準以上の汚染がないと合理的に判断できる場合には、避難退域時検査を省略することができる。
 - b ゲート型モニターが利用可能な場合は、ゲート型モニターにより避難退域時検査を行う。ゲート型モニターによりO I L 4を超える汚染が検出された場合にはGMサーベイメータにより汚染箇所を特定して除染を行う。
 - c 自家用車・バス等の車両で避難した場合は、以下による。
 - (a) まず車両の避難退域時検査を行い、車両にO I L 4を超える汚染が検出されない場合は、その乗員及び携行品も同様とみなす。

(b) 車両にO I L 4を超える汚染が検出された場合は、乗員のうち同様の避難行動を行った集団ごとに代表者に対して避難退域時検査を行い、代表者にO I L 4を超える汚染が検出されない場合は、その集団全員及び携行品も同様とみなす。

(c) 代表者にO I L 4を超える汚染が検出された場合は、その集団の他の乗員全員及び携行品に対して避難退域時検査を行う。

オ 避難退域時検査済証の発行及び記録票の作成

(ア) 京都府は、広域避難を円滑に実施するため、避難退域時検査・除染の結果、基準以上の汚染のないことが確認できた者について避難退域時検査済証を発行するとともに、避難退域時検査・除染に関する記録票を作成し、適切に保管するよう努める。

(イ) 放射性物質が原子力事業所外に放出される前に予防的に避難した避難者であって、避難中継所に到着するまで放射性物質の放出がなく基準以上の汚染がないと合理的に判断できる場合により避難退域時検査を省略した者には、合理的な理由により避難退域時検査を省略した旨を記した避難退域時検査済証の発行等を検討する。

(ウ) 舞鶴市は、汚染拡大防止及び避難先での円滑な受入れのため、避難時は必ず避難中継所を経由し、避難退域時検査済証を受け取った上で所定の避難所へ避難するよう、あらかじめ住民に周知するよう努める。

(3) 車両一時保管場所

ア 避難退域時検査及び除染の結果、基準以上の汚染のないことが確認できた自家用車であっても、避難先に保管場所をあらかじめ確保できていない場合には、避難中継所に一時保管するほか、車両一時保管場所に一時保管する。

イ 車両一時保管場所から避難所への移動手段については、京都府及び避難先市町が協力して手配・案内する。

ウ 車両一時保管場所の候補地は次表のとおりである。

<表 1 4 車両一時保管場所の候補地>

施設名称	所在地
長田野工業団地アネックス京都三和	福知山市三和町みわ
長田野工業団地	福知山市長田野町

5 避難所と避難者支援

1 避難所

(1) 避難所の設置

避難所は災害対策基本法に基づき、避難先市町が設置する。

(2) 拠点避難所の設置

ア 避難先市町は、避難者の受入れを行うほか、最終的な避難所への振り分けを行う場所として、必要に応じて大規模施設に拠点避難所を開設することができる（拠点避難所の開設は必須ではない。）。

イ 拠点避難所から最終的な避難所への移動手段については、京都府の協力を得て、避難先市町が手配する。

ウ 避難先市町は、拠点避難所を開設する場合は、拠点避難所の名称と所在地を避難要領等に定めるほか、最終的な避難所の名称と所在地についても定めるよう努める。

(3) 避難所の開設期間

ア 避難所の開設期間は、原子力災害の特性に配慮し、目安として2か月を上限とする。

イ 特に小中学校等の教育施設を避難所としている場合は、教育への影響に配慮し、速やかに二次避難先を確保し、避難所の早期解消を図る。

(4) 旅館・ホテル等の取扱い

ア 避難所は公共施設等を活用して開設するのが原則であるが、避難所が不足する場合や高齢者等の利用に配慮した避難所が必要な場合等には、公的な宿泊施設や民間の旅館・ホテル等を借り上げて避難所とすることも可能であり、積極的な活用が望まれる。

イ 旅館・ホテル等については、以下の活用方法が考えられる。

(ア) 高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児等の利用に配慮した避難所

(イ) 周辺の避難所入所者のための入浴施設

(ウ) 公共施設等での避難生活が長引く場合の休養・リフレッシュ用の一時滞在施設

(エ) 二次避難先

2 避難所の運営

(1) 基本的な考え方

ア 避難開始当初は、舞鶴市は住民の送り出し等に全力を挙げなければならないため、避難先の避難所運営を行うのは事実上困難と考えられることから、避難先市町が避難所運営において積極的な役割を担うものとする。

イ 原子力災害の場合は、避難先の市町は、通常の行政サービスを行いながら被災者支援を行うこととなるため、避難所運営体制には限界がある。このため、避難所開設当初の避難先市町主導の運営から、舞鶴市による運営へ、さらには避難者による自主運営へと運営体制を順次切替えていく必要がある。

ウ 避難所運営体制の移行は、①避難先市町から舞鶴市に引継ぎ、次いで舞鶴市から避難者に引継ぐ場合と、②舞鶴市と協力して避難先市町から直接避難者に引継ぐ場合が考えられる。いずれにしても各避難所には舞鶴市職員が常駐するか、担当者を決めて高い密度で巡回する等、舞鶴市の密接な関与が不可欠である。

＜表 15 避難先市町の避難所運営に係る役割例＞

時期	役割	摘要
初動期 ～ 応急対応期	避難所の開設・施設管理	施設管理者が実施。
	開設当初の避難所運営	当初3日間を目安に避難先市町が主導。舞鶴市による運営、避難者による自主運営に順次切替え。
	仮設トイレの設置	避難所の設備状況や避難者数に応じて手配。
	生活物資の調達・配布	京都府と連携して実施。不足する場合は関西広域連合に広域調整を要請。
	罹災証明の発行	必要に応じ舞鶴市と連携して実施。
	生活支援情報サービスの提供	

(2) 避難所運営に必要な人員・物資の確保

- ア 京都府、舞鶴市及び避難先市町は、あらかじめ協議して避難所運営の役割分担を定め、それに見合った人員の動員体制や物資の確保手順を整備する。
- イ 避難所の施設管理は、避難所の運営体制に関わらず、施設管理者が継続して行う。
- ウ 避難所運営に必要な人員・物資は、京都府、舞鶴市及び避難先市町が協力して確保する。
- エ 不足する場合は、関西広域連合を通じ、関西府県・市町村に協力を要請する。
- オ 関西広域連合を通じた人員・物資の確保手順は、関西広域応援・受援実施要綱によるものとする。

3 避難者の支援

(1) 生活支援サービスの提供

- ア 避難先では、避難者の誰もが適切な生活支援サービスを受けられるよう、京都府、舞鶴市及び避難先市町間で情報共有を図るとともに、国に対し財源の手当ても含めた包括的な支援メニューの整備を働きかける。
- イ 京都府及び舞鶴市は、避難先市町、国その他関係機関・団体の協力を得て、避難期間が長期に及ぶ場合の就労のあっせんや住まいの確保、さらには移住も含め、避難者のニーズにきめ細かく対応した支援を行う。

(2) 舞鶴市の行政機能移転

- ア 舞鶴市は、避難者の生活支援サービスの提供を行うため、避難所近辺に行政機能を移転する。
- イ 南方面へ避難する場合の移転場所は、避難先市町の協力を得て京都府が確保する。

ウ 南方面に避難する場合の移転場所の候補地は次表のとおりである。

＜表 1 6 移転場所の候補地＞

施設名称	所在地
京都府総合見本市会館（京都パルスプラザ）	京都市伏見区竹田鳥羽殿町 5

※西方面へ避難する場合の移転場所については、現在調整中。

(3) 被ばく検査を含む健康診断の実施

避難中継所における避難退域時検査でO I L 4を超える汚染が検出されなかった避難者も含め、避難者各人の健康管理のための被ばく検査を含む健康診断の実施については、国の対応方針が示されていないことから、今後の検討課題とする。

(4) 二次避難への移行

ア 基本的な考え方

(ア) 原子力災害の場合は、原子力施設の状況や放射性物質の放出による地域の汚染状況により、居住地に早期に戻れないおそれがある。避難者の避難生活の安定確保と避難所を提供する避難先市町の負担の軽減を図るため、避難の長期化に備えた二次避難先の確保が必要となる。

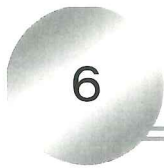
(イ) 京都府及び舞鶴市は、可能な限り早期に二次避難先への移行を進める。特に小中学校等の教育施設を避難所としている場合は、教育への影響に配慮し、その早期解消を図るため、速やかに二次避難先を確保する。

イ 二次避難先の確保

(ア) 京都府及び舞鶴市は、避難先市町と連携し、二次避難先の確保に努める。

(イ) 京都府及び舞鶴市は、避難先市町の協力を得て、二次避難先の確保に当たり必要となる避難者数及び世帯数の把握、各避難世帯の意向把握に努める。

(ウ) 二次避難先としては、①公営住宅（URを含む。）、②民間賃貸住宅借上げによる応急仮設住宅（みなし仮設）、③国・地方公共団体の職員官舎を確保し、それでもなお不足する場合に、④応急仮設住宅を整備する。



6 要配慮者の避難

1 要配慮者の避難の考え方

要配慮者については下図に示すように、年齢や容態、同居家族の有無、障害の程度など、一人ひとりの状況は様々であり、各人の状況を踏まえた避難計画を策定する必要がある。

要配慮者の大別は、以下のとおりとする。

(1) 要配慮者

高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、児童、疾病者、外国人など、災害時の情報伝達や避難行動に関して、配慮を要する者をいう。

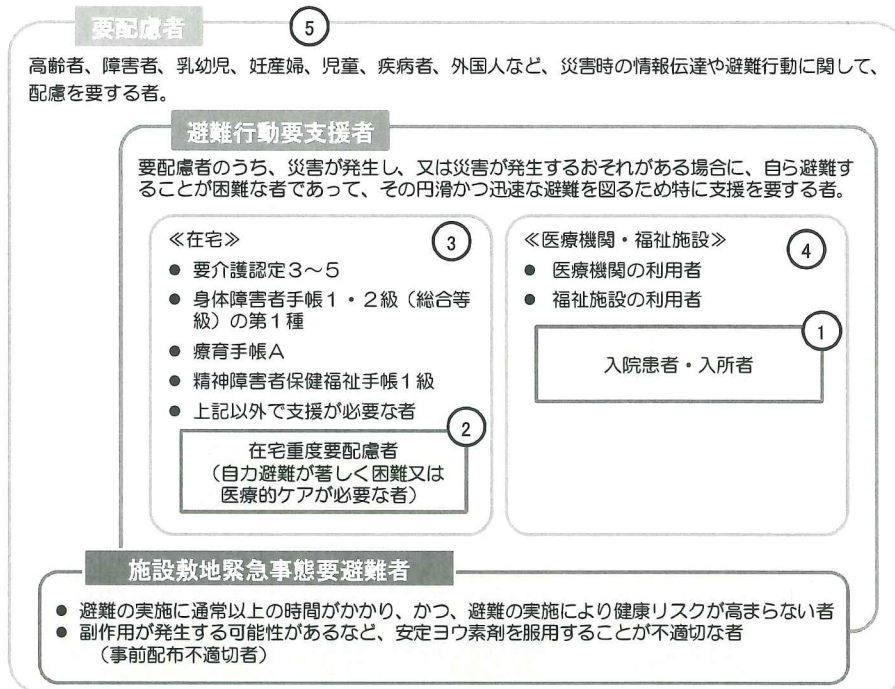
(2) 避難行動要支援者

上記の「要配慮者」の中でも、災害時の情報伝達や避難行動に関して、より配慮を要する者をいう。

具体的には、要介護認定3～5を受けている者、身体障害者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所持する者（心臓、じん臓機能障害のみで該当する者は除く）、療育手帳Aを所持する者、精神障害者保健福祉手帳1級を所持する者、その他支援が必要な者となる。

(3) 施設敷地緊急事態要避難者

P A Z及びP A Zに準じた防護措置を行う地域における「要配慮者」のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクが高まらない者をいう。また、副作用が発生する可能性があるなど安定ヨウ素剤を服用することが不適切な者をいう。



<図8 要配慮者の大別>

2 医療機関の入院患者、福祉施設の入所者、在宅重度要配慮者の避難（図8の①・②）

避難行動要支援者のうち、医療機関の入院患者、福祉施設の入所者、在宅重度要配慮者については、自力での避難及び避難先における避難所生活が著しく困難であることから、それぞれの状態に応じた避難手段と避難先を確保する。

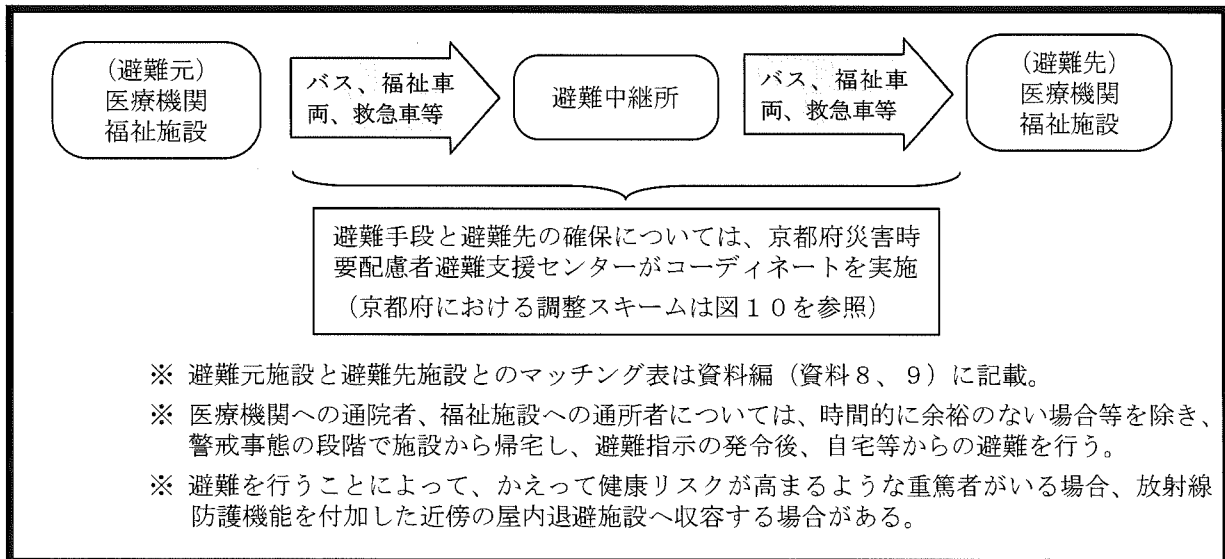
なお、避難行動要支援者の特性に応じて、迅速な避難の実施、移動のリスクの軽減の双方の観点から、避難先の調整、移送手段の確保など十分な準備を行う必要がある。

避難手段については、特殊な車両が必要となるなど、関係府県・関係市町による確保には限界があるため、自衛隊その他国の防災関係機関による移送を含めて検討する。

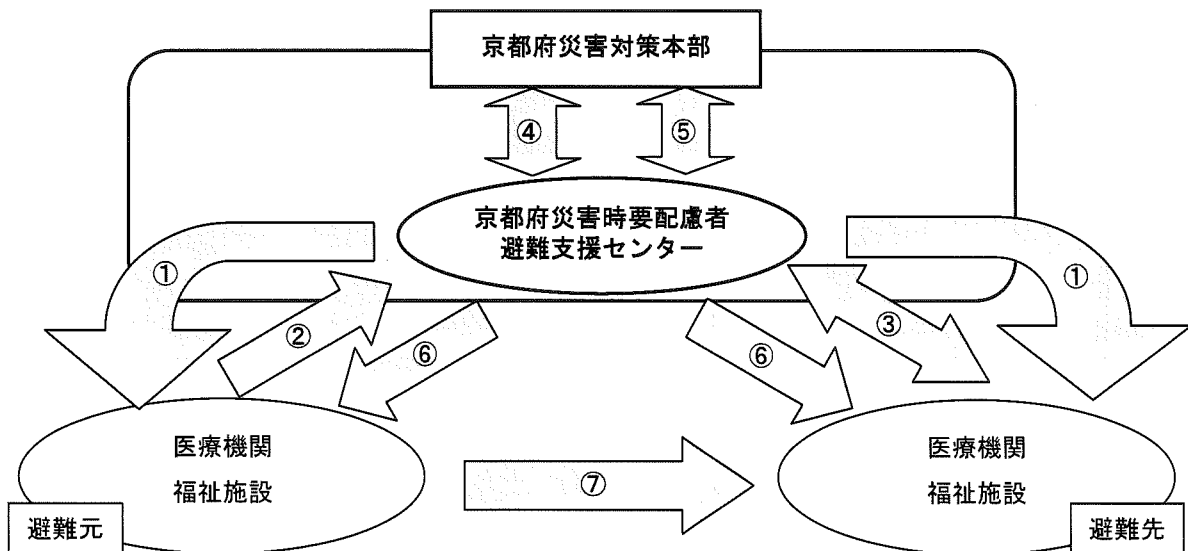
(1) 医療機関の入院患者、福祉施設の入所者（図8の①）

各医療機関・福祉施設が別に定める避難計画に基づき、避難を実施する。

避難に当たっては、各施設の長が京都府災害時要配慮者避難支援センターと連絡・調整を密に取りながら、必要な避難手段と避難先を確保することを原則とする。



<図9 医療機関の入院患者、福祉施設の入所者の避難フロー>



マッチングフロー

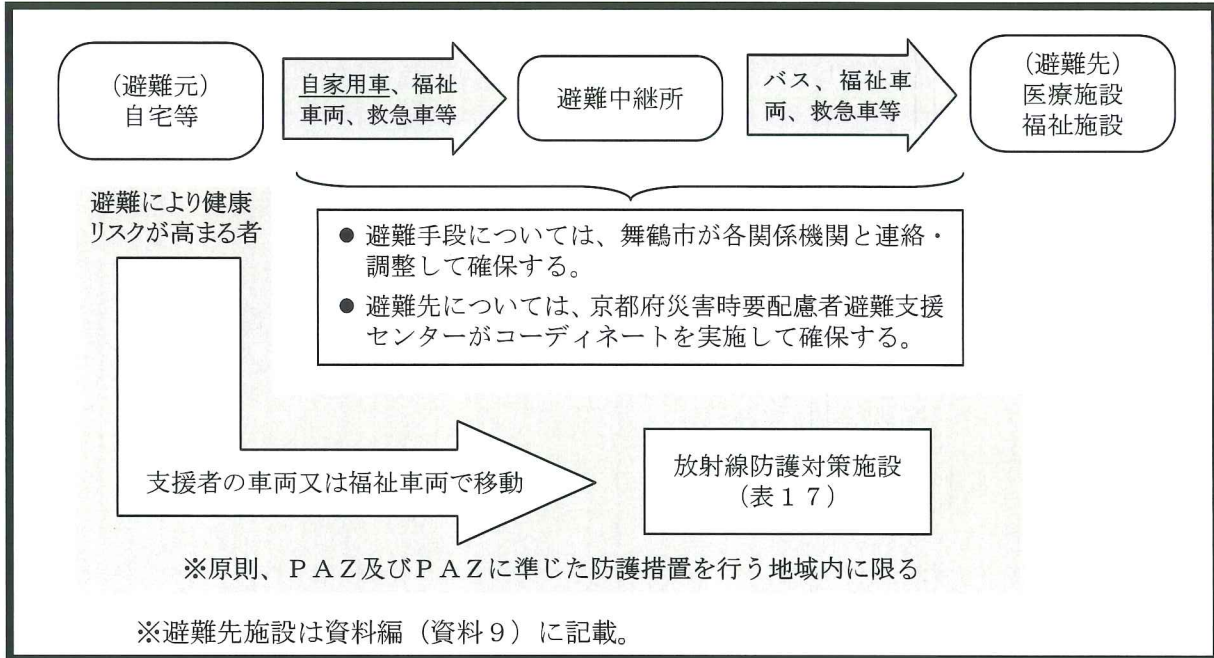
- ①：災害時要配慮者避難支援センターから受入れ先・避難元双方の医療機関・福祉施設へ災害に関する情報を提供
- ②：避難元医療機関・福祉施設からセンターへ、避難者数及び必要な移送手段を報告
- ③：センターによる受入先の状況確認及びマッチングの実施
- ④：センターと京都府災害対策本部において調整の上、必要な輸送手段を確保
- ⑤：センターと京都府災害対策本部による移送等の避難実施についての協議・調整
- ⑥：センターから受入れ先・避難元双方の医療機関・福祉施設へ避難方針を連絡
- ⑦：避難の実施

- ※ 事態の規模、時間的な推移に応じて、早期の段階で退避等の予防的防護措置をとる場合に備えて、UPZ圏内の医療機関・福祉施設を対象に避難時の対応についての具体化・充実化を行っていく。
- ※ 京都市他府内市町に避難先を確保

<図10 京都府における医療機関・福祉施設の受入れ先確保のための調整スキーム>

(2) 在宅重度要配慮者（図8の②）

避難に当たっては、舞鶴市が各関係機関の協力を得て避難手段を確保するとともに、京都府災害時要配慮者避難支援センターと連絡・調整を密にとりながら避難先を確保することを原則とする。



<図11 在宅重度要配慮者の避難フロー>

<表17 避難により健康リスクが高まる要配慮者が一時退避する放射線防護対策施設>

施設名	施設名
大浦会館	特別養護老人ホームやすらぎ苑
朝来小学校	特別養護老人ホームグリーンプラザ博愛苑
障害者施設こひつじの苑舞鶴	みずなぎ鹿原学園

3 その他の要配慮者の避難（図8の③・④・⑤）

医療機関の入院患者、福祉施設の入所者、在宅重度要配慮者以外の要配慮者については、舞鶴市、地域、京都府等が連携し、以下により避難を実施することを原則とする。

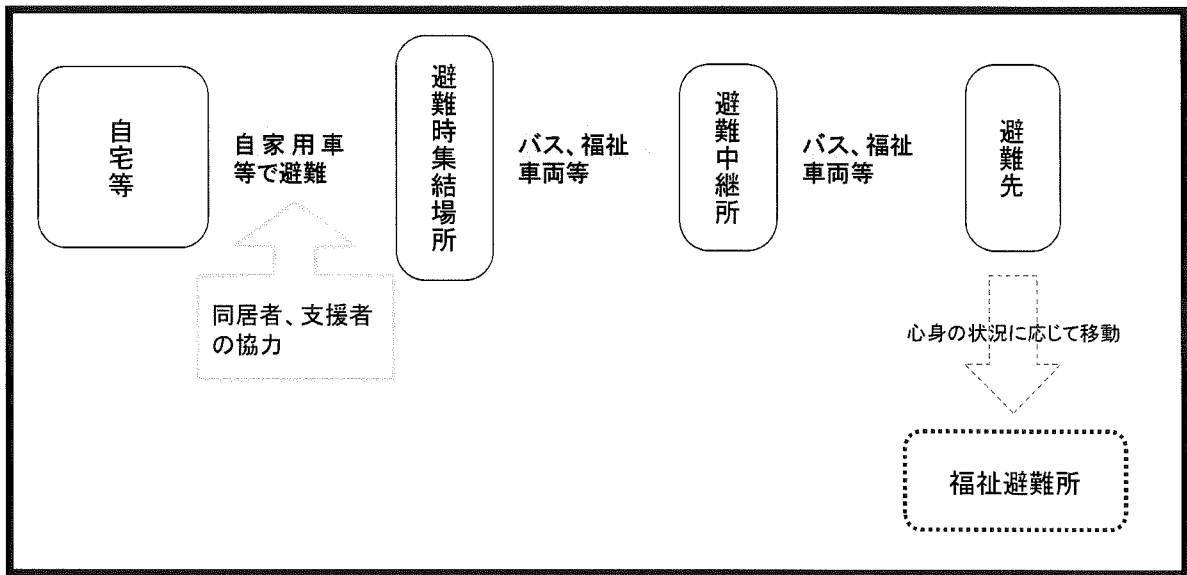
(1) 避難対象者の把握

要配慮者については、加齢・障害等により情報を把握することが困難であったり、同居家族がいないこと等により避難に対する判断が遅れたり、逃げ遅れたりするおそれが高いことから、行政はあらゆる手段により情報伝達に努める。

また、在宅の避難行動要支援者（図8の③）については、舞鶴市、自治会、民生委員・児童委員等が保有する「災害時要援護者名簿」も活用し、要配慮者の避難状況の把握に努める。

(2) 避難の方法

その他の要配慮者の避難については、図12により避難を実施する。



<図12 その他の要配慮者の避難フロー>

4 園児、児童、生徒等への対応

園児、児童、生徒等各施設で修業等をしている場合は、状況に応じて各施設管理者が定める避難計画に基づき、舞鶴市教育委員会や舞鶴市災害対策本部等と連携して対応する。

(1) 原子力災害対策本部の設置

原子力災害が発生した場合、各施設では、園長、校長等を本部長とする「原子力災害対策本部」を設置し、情報収集、舞鶴市教育委員会や舞鶴市災害対策本部との連絡、避難、屋内退避時における教職員の役割分担など、あらかじめ定めた計画を基本として、臨機応変な対応を行う。

(2) 避難の考え方

原子力災害発生時の避難等に対する指標、退避・避難場所、避難時の移動手段等については、舞鶴市教育委員会や舞鶴市災害対策本部と緊密な連携を図る。

ア 園児、児童、生徒等の避難

- (ア) 早め早めに帰宅又は保護者に引渡し、保護者とともに自宅の所在する自治会の住民として避難することを原則とする。
- (イ) 「警戒事態」において、園児、児童、生徒等の帰宅又は保護者への引渡しを決定して、保護者への連絡を開始し、「全面緊急事態」までに完了する。
- (ウ) 保護者の迎え等については、事前に確認している方法に則って行う。保護者へ連絡ができない場合であっても引渡しができるように、事前に確認事項を周知徹底する。
- (エ) 保護者の迎えがあった場合は、速やかに引き渡す。
- (オ) 保護者へ引き渡す際の混乱を防止するため、引渡要領（園児、児童、生徒等の待機場所、引渡しの際の保護者受付場所、動線等）などを作成し、事前に保護者と確認しておく。

(カ) 園児、児童、生徒等が帰宅又は保護者への引渡しができなかった場合は、施設の所在する自治会の住民として避難し、避難先での引渡しとする。その際の避難先までの引率、避難先での引渡し方法等について、舞鶴市と十分な事前調整を行い定めるとともに、保護者へは事前に施設の所在する自治会の避難先や引渡し方法等について周知し、確認しておく。

イ 教職員等の避難

(ア) 園児、児童、生徒等を安全に保護者へ引渡しした後に避難する。

(イ) 帰宅又は保護者への引渡しができなかった園児、児童、生徒等の避難における引率について、舞鶴市と十分な事前調整を行う。

ウ 住民避難への協力

原子力災害発生時の「避難時集結場所」や防災関係機関の「現地指揮本部」等となる施設は、円滑な施設、設備の利用など可能な限りその活動に協力する。

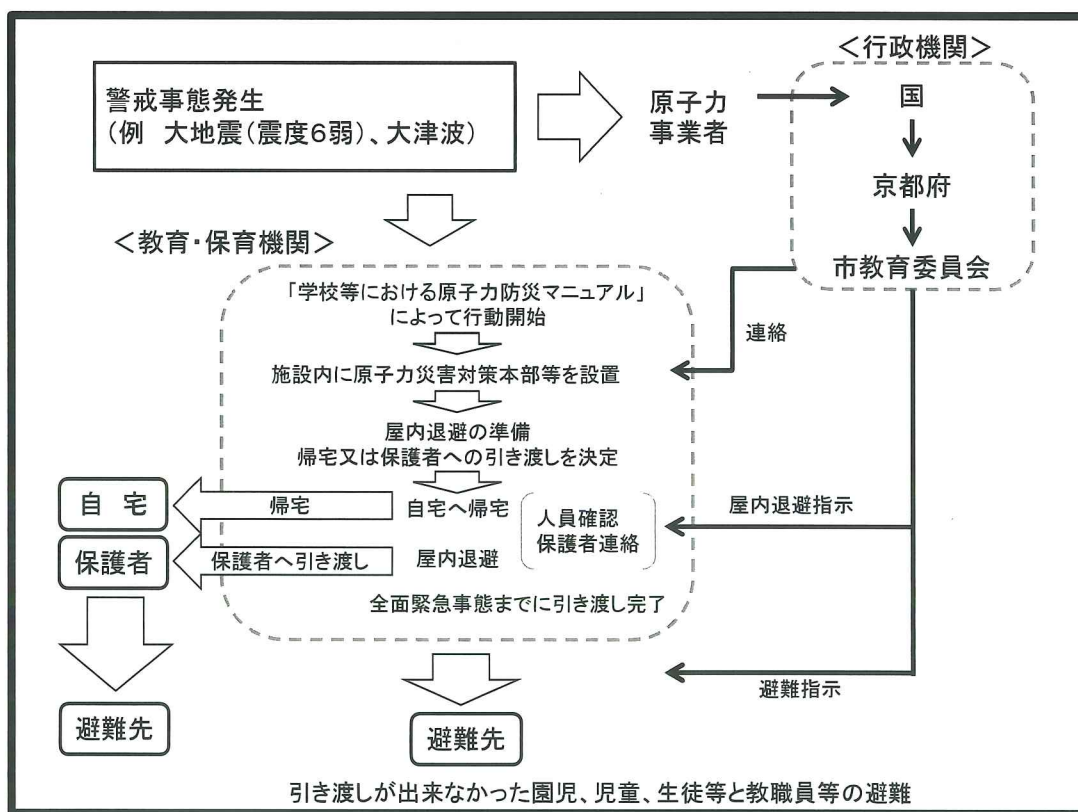
エ P A Z 及び P A Z に準じた防護措置を行う地域の園児、児童、生徒等の対応

P A Z (Aゾーン…松尾・杉山地区) および P A Z に準じた防護措置を行う地域 (A-2ゾーン…大山・田井・成生・野原地区) の園児、児童、生徒等または福井県高浜町の P A Z から通園、通学等を行う園児、児童、生徒等の対応は次のとおりとする。

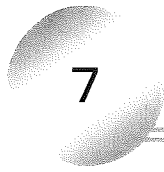
(ア) 松尾・杉山・大山・田井・成生・野原地区に居住する園児、児童、生徒等は、帰宅させずに施設において待機する。

(イ) 保護者への引渡しは、原則、各施設で行う。

(ウ) P A Z に避難指示が発表され、該当地区の住民が避難を始めた場合についても、原則、保護者の避難途中に施設で引き渡す。



<図 1 3 保育所、学校等の防護措置>



7 安定ヨウ素剤の取り扱い

京都府及び舞鶴市は、原子力災害時において住民を放射性ヨウ素による甲状腺内部被ばくから防護するため、安定ヨウ素剤の備蓄を行い、住民に対する迅速な配布体制を整備することとする。

1 安定ヨウ素剤の配布体制の整備

舞鶴市は、原子力災害対策指針を踏まえ、京都府、医療機関等と連携して、PAZ及びPAZに準じた防護措置を行う地域の住民等に対する安定ヨウ素剤の事前配布体制並びにUPZの住民等に対する緊急時における安定ヨウ素剤の配布体制を整備し、安定ヨウ素剤の予防服用が行えるよう、準備しておくものとする。

また、舞鶴市は、京都府の安定ヨウ素剤の服用に伴う副作用の発生に備えた救急医療体制の整備に協力し、体制の確保に努めるものとする。

(1) 事前配布体制の整備

ア 舞鶴市は、京都府と連携し、事前配布用の安定ヨウ素剤を確保するとともに、事前配布後における住民による紛失や一時滞在者に対する配布等に備え、予備の安定ヨウ素剤を適切な場所に備蓄しておくものとする。

イ 舞鶴市は、安定ヨウ素剤の事前配布を行うに当たっては、京都府、医療機関等と連携し、対象となる住民向けの説明会を開催し、原則として医師による説明を行うものとする。また、説明会の開催に併せ、問診票等により、禁忌者やアレルギーの有無等の把握に努めるものとする。

ウ 舞鶴市は、京都府と連携し、説明会等において安定ヨウ素剤の事前配布に関する説明を受けた住民に対し、説明事項を記した説明書を付して、安定ヨウ素剤を必要量のみ配布するものとする。

エ 舞鶴市は、京都府と連携し、住民に事前配布した安定ヨウ素剤については、使用期限である3年ごとに回収し、再配布するものとする。また、転出者・転入者、3歳または13歳到達者、死亡者等に対する速やかな安定ヨウ素剤の回収・配布に努めるものとする。

<表18 事前配布地区>

区 分	地 区
PAZ	松尾、杉山
PAZに準じた防護措置を行う地域	大山、田井、成生、野原

※事前配布説明会を実施し、医師等の問診の上、事前配布を実施済。

(2) 緊急時における配布体制の整備

ア 舞鶴市は、府と連携し、緊急時に住民等が避難を行う際に安定ヨウ素剤を配布することができるよう、配布場所、配布のための手続き、配布及び服用に関与する医師、薬剤師の手配等についてあらかじめ配布計画等を定めるとともに、配布用の安定ヨウ素剤をあらかじめ適切な場所に備蓄しておくものとする。

イ 舞鶴市は、府と連携し、避難する住民等に対して安定ヨウ素剤を配布する際に、予防服用の効果、服用対象者、禁忌等について説明するための、説明書等をあらかじめ準備しておくものとする。

＜表 19 安定ヨウ素剤 備蓄先＞

名 称	住 所
舞鶴市保健センター	余部下 1 1 6 7

※全住民分と一時滞在者分の丸剤と粉末剤を備蓄。

2 安定ヨウ素剤の予防服用

舞鶴市は、原子力災害対策指針を踏まえ、府、医療機関等と連携して、安定ヨウ素剤の服用に当たっての注意事項を説明した上で、住民等に対する服用指示等の措置を講じるものとする。

(1) 事前配布された安定ヨウ素剤の服用指示

舞鶴市は、府と連携し、安定ヨウ素剤が事前配布された P A Z 及び P A Z に準じた防護措置を行う地域の住民等に対して、国の指示または独自の判断により、安定ヨウ素剤の服用を指示するものとする。

(2) 緊急時における安定ヨウ素剤の配布・服用指示

ア 舞鶴市は、緊急時には、備蓄先より避難時集結場所等に設置する緊急配布場所に速やかに安定ヨウ素剤を搬送することとする。

イ 舞鶴市は、府と連携し、国の指示または独自の判断により、住民等に対し、原則として医師等の関与の下で、安定ヨウ素剤を配布するとともに、服用を指示するものとする。ただし、時間的制約等により、医師を立ち合わせることができない場合には、薬剤師や保健師等の協力を求める等、あらかじめ定める代替の手続きによって配布・服用指示を行うものとする。

＜表 20 安定ヨウ素剤緊急配布場所候補地＞

区 分	配布場所
避難時集結場所	西総合会館、明倫小学校、大浦小学校、志楽小学校、東舞鶴高等学校、朝来小学校、白糸中学校、東舞鶴高等学校浮島分校、新舞鶴小学校、三笠小学校、東体育館、倉梯小学校、青葉中学校、倉梯第二小学校、南公民館、与保呂小学校、中舞鶴小学校、中総合会館、和田中学校、日星高等学校、池内小学校、余内小学校、文化公園体育館、城北中学校、中筋小学校、西舞鶴高等学校、城南中学校、高野小学校、福井小学校、由良川小学校、岡田小学校、加佐中学校
避難中継所※	綾部工業団地・交流プラザ、綾部市中央公民館、長田野公園体育館、京都府立丹波自然運動公園、福知山市三段池公園

※避難時集結場所で配布できない場合は、避難中継所で配布予定。

3 住民等からの問い合わせに対する対応

舞鶴市は、国、京都府及び関係機関等と連携し、必要に応じ、住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等を行うための体制整備に努める。

また、住民等のニーズを見極めた上で、情報の収集・整理・発信を行う。

9 自治会、自主防災組織等との連携

舞鶴市は、住民の避難が少しでも円滑に実施できるように、平常時から自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員、消防団等に対し協力を求める。

また、事故発生時においては、次の事項について協力を求める。

- 避難カードの収集及び収集した避難カードの避難時集結場所への提出
- 警察署、消防署等が行う逃げ遅れ防止活動への協力

10 事業所等の対応

事業所等は、従業員等の安全を確保するため、あらかじめ避難計画の作成に努め、原子力災害発生時の体制を整えておくこととする。

11 観光客等への対応

(1) 避難の考え方

観光客等は、「警戒事態」の段階で市外退去することとする。

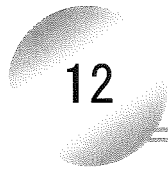
(2) 避難手段

観光客等の避難手段については、原則として来訪手段と同様の手段で避難する。

(3) 情報伝達

観光客等への情報伝達は、住民と同様に防災行政無線、携帯電話各社の緊急速報メール等を通じて行うとともに、観光事業者、集客施設管理者等と連携し、市外退去を呼びかける。

観光事業者、集客施設管理者等は、各施設内における放送等を通じて、必要な対応を呼びかける。



12 市内残留者の確認

避難指示後の舞鶴市内残留者の確認については、舞鶴市職員、消防署員、警察署員及び国、京都府の応援派遣員により調査班を編成し、戸別訪問により行う。